

付議案第29号

令和5年度使用教科用図書採択方針案について

上記の付議案を提出する。

令和4年5月17日

福岡市教育委員会  
教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和5年度使用教科用図書の採択に当たり、特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級における教科用図書採択方針について、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第8号の規定により付議するものである。

令和5年度使用教科用図書採択方針について

特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級における令和5年度使用教科用図書採択について別紙の方針のとおり行う。

## 令和5年度使用教科用図書採択方針（案）

（特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級）

福岡市教育委員会

### I 基本方針

- 1 採択は、関係法令、文部科学省の作成する学習指導要領、福岡県教育委員会の作成する「令和5年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準及び選定資料」等を踏まえて、公正かつ適正に行う。
- 2 本市の児童生徒の実態に即し、かつ、指導に際して適切であるものを採択する。
- 3 「第2次福岡市教育振興基本計画」の趣旨に即したものを採択する。
- 4 「福岡市教育委員会人権教育推進計画」の理念に基づき、人権教育の実践に適したものを採択する。

### II 特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級教科用図書採択について

#### 1 文部科学省検定済教科用図書について

特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級については、小学校用として採択するものと同一のものを、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級については中学校用として採択するものと同一のものを採択する。

#### 2 文部科学省著作教科用図書について

文部科学省発行の特別支援学校用教科書目録（令和5年度使用）に掲載の図書を採択する。

#### 3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について

##### （1）採択の基本的な考え方

特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校特別支援学級で使用する学校教育法附則9条に規定する教科用図書（以下「一般図書」という。）の採択については、下学年用の文部科学省検定済教科書（以下「検定済教科書」という。）又は文部科学省著作教科書（以下「著作教科書」という。）の採択を考慮した上で実施すること。

##### （2）一般図書の採択について

一般図書の採択にあたっては、検定済教科書又は著作教科書に代わるものとして採択するものであることから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。

下学年用の検定済教科書又は著作教科書の採択を十分考慮した上で、次の場合は一般図書を採択するものとする。

- ア 特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書がない場合（学校教育施行規則第135条第2項（第89条を準用）

- イ 重複障がいをもつ児童生徒への教育又は訪問による教育を行うに当たり特別の教育課程を編成する特別支援学校小学部・中学部において、検定済教科書又は著作教科書を使用することが適当でない場合（同規則第131条第2項）
  - ウ 特別の教育課程を編成する小学校・中学校特別支援学級において、検定済教科書を使用することが適当でない場合（同規則第139条）
- (3) 採択にあたっての留意事項
- ア 児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、さし絵、取り扱う題材等）のものであること。
  - イ 「個別の指導計画」に基づく指導及び評価等に資することができるものであること。
  - ウ 内容が精選され、可能な限り体系的に編集されたものであり、基礎的な事柄が適切に習得されるように配慮されていること。
  - エ 各教科等相互の関連が図られるとともに、具体的な内容が取り上げられるように配慮されているものであること。
  - オ 可能な限り学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動が行えるよう配慮されているものであること。
  - カ 進路指導等との関連が図られ、将来の社会的自立を図るために必要な事項が適切に習得されるよう配慮されているものであること。
  - キ 特定の題材又は一部の分野のみ取り扱っている図書、参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと。
  - ク 上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間にも系統性にも配慮すること。
  - ケ 情報端末機器、ビデオテープ、CD、ジグソーパズル型などは適切でないこと。
  - コ 全体の分量は、児童生徒の障がいの種類・程度及び授業時数からみて適切であること。
  - サ 分冊本は採択しないこと、また、高額なものに偏らないこと。
  - シ 印刷が鮮明であり、文字の大きさ、字体、行間、製本の様式、材料などが児童生徒の障がいの種類・程度からみて適切であること。
  - ス 人権感覚に配慮した教材であること。